

○内閣府令第四十五号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第八項の規定に基づき、同法を実施するため、並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第六条第三項、第四項及び第七項並びに第七条第一項、第三項及び第六項の規定に基づき、食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱をするかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七

年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていな  
いものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項)</p> <p>第一条 食品表示法(以下「法」という。)第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。</p> <p>〔一～十 略〕</p> <p>十一 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもしも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご アレルゲン(特定原材料に由来する添加物(抗原性が認められないもの及び香料を除く。)を含むものに限る。)、保存の方法及び消費期限又は賞味期限</p> <p>限 〔ハ～チ 略〕</p> <p>〔十二～十四 略〕</p>	<p>(食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項)</p> <p>第一条 食品表示法(以下「法」という。)第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。</p> <p>〔一～十 同上〕</p> <p>十一 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもしも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんご アレルゲン(特定原材料に由来する添加物(抗原性が認められないもの及び香料を除く。)を含むものに限る。)、保存の方法及び消費期限又は賞味期限</p> <p>限 〔ハ～チ 同上〕</p> <p>〔十二～十四 同上〕</p>
<p>(都道府県知事等の行う指示の内容等の報告)</p> <p>第四条 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(以下「令」という。)第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p>	<p>(都道府県知事等の行う指示の内容等の報告)</p> <p>第四条 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(以下「令」という。)第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p>

「一〇五 略」

「二〇六 略」

7 「一〇五 略」  
令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第五号に掲げる事務に係るものであつて、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に関し必要と認めるものは、第五項の規定にかかわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

「一〇五 略」

8 「一〇六 略」  
令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第六号に掲げる事務に係るものであつて、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に関し必要と認めるものは、第五項の規定にかかわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

「一〇六 略」

(令第七条第一項の内閣府令で定める事項)

第五条 令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

「一〇十三 略」

十四 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

「一〇五 同上」

「二〇六 同上」

7 「一〇五 同上」  
令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第五号に掲げる事務に係るものであつて、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に関し必要と認めるものは、第七項の規定にかかわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

「一〇五 同上」

8 「一〇六 同上」  
令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第六号に掲げる事務に係るものであつて、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に関し必要と認めるものは、第七項の規定にかかわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

「一〇六 同上」

(令第七条第一項の内閣府令で定める事項)

第五条 令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

「一〇十三 同上」

十四 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

口イ  
〔略〕  
無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）

十六 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

備考  
表中の「」の記載は注記である。

附  
則

この府令は、公布の日から施行する。